

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230406-19	1	比較表47-107ページ) 「安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁」の操作性を個別に記載した後、「系統構成に必要な弁」の操作性を記載しているが、弁の操作性について書き分けすべきか検討し、必要な場合は適正化し説明すること。	R5. 4. 6	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	比較表109ページ(本文34ページ) 安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁の操作性について、各重大事故等対処の主要な設備として個別に操作性を記載しております。先行審査例の大飯3/4号炉においても、主要な設備の操作性として隔離弁について個別に記載している(47-106ページ)ことから、BWR審査実績の反映により追記した「その他の系統構成に使用する弁」の操作性とは統合せず、個別の弁名称での操作性として記載した状態のままといたします。 大飯3/4号炉において、本来用途の再循環運転において格納容器隔離弁を記載せず、格納容器スプレイ系による代替再循環運転のみに格納容器隔離弁を記載しています。泊3号炉は、再循環サンプからのサクシオンライン構成が高圧注入系と格納容器スプレイ系で1本の構成としており、再循環運転及び代替再循環運転で使用する格納容器隔離弁は同一であることから、再循環運転と代替再循環運転の両方にて主要な設備として記載しており、大飯3/4号炉とは主要な設備とする格納容器隔離弁の対象が相違しております。	なし	
230406-20	2	比較表47-2ページ 他) 『化学体積制御設備の充てんポンプ「及び」非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット「並び」に配管・弁類、計測制御装置「等』の記載について、構文が適切であるか確認し、必要な場合は適正化すること。本記載は、資料全般にわたって繰り返し使用されている構文であり、必要な場合は資料全般に反映すること。	R5. 4. 6	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	比較表47-2ページ 他) 適合方針において、SA手段を構成する設備の記載について「○、○及び○、○並びに○等」といった構文で記載していましたが、「○、○、○、○、○等」とする構文に修正いたしました。 本記載は、47条以外のまとめ資料でも標準的に記載している構文であり、まとめ資料全体に本修正を反映いたします。		
230406-22	3	比較表47-63ページ) 代替格納容器スプレイポンプへの独立した電源供給にかかる記載について、設備構成を正しく表現できているか確認し、必要な場合は適正化すること。また、本箇所の記載内容について、先行審査実績と同様の記載であるか確認し説明すること。	R5. 4. 6	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	比較表47-66ページ) 代替格納容器スプレイポンプの独立した電源供給については、次の2つの設計方針を記載しており、「独立した電源供給ラインを経由(①の構成)した4つの電源設備から給電(②の構成)により駆動する」として設備構成を正しく表しています。 ① 給電経路は、安全系交流母線(6.6kV)からの供給ではなく、安全系交流母線から独立した代替給電用接続盤から「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」を経由して給電する構成。 ② 非常用交流電源設備からの給電は安全系母線と代替給電用接続盤を接続して給電し、3つのSA電源設備は代替給電用接続盤に必要時に接続して給電することから、4つの電源から給電できる。 先行審査実績(PWR)では「常設SA交流電源からの独立した電源供給ラインから給電」と記載しており、この記載はDB交流電源からの給電が可能でも同じ記載です。女川においては比較表のとおり「代替所内電気設備(①独立した電路)を経由した常設SA交流電源又は可搬SA交流電源(②給電可能な電源)からの給電」と記載しており、泊記載は女川と同様の記載であると判断しております。	なし	
230406-23	4	比較表47-68ページ) 炉心注水(高圧注入ポンプ)の多様性等に係る記載について、多様性等にかかる設計方針が正しく表現できているか確認し、必要な場合は適正化すること。	R5. 4. 6	回答済	R5. 4. 28 ヒアリング	比較表47-71ページ(本文47-20) 当該箇所の記載では、以下の2つの設計方針を表しており、設計方針は正しく表現できていると判断しています。 ①『炉心注水(高圧注入ポンプ)』と『再循環運転及び代替再循環運転』で異なる水源であること ②『炉心注水(高圧注入ポンプ)』と『余熱除去運転』と多様性を有した冷却方法であること 多重性・多様性についての記載において、本記載と同様に複数系統を対象とした設計方針の記載については『「①の設計」並びに「②の設計」とする。』の構文で記載しており、本箇所も同様の記載に修正いたしました。		

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。